

## 障がい者資格取得支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する障がい者資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、障がい者を対象に、企業等への就労に向けた資格取得に係る試験の受験に要する費用の一部を補助することにより、就職を希望する障がい者の企業等への就労を推進することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所に通所する者
- (3) 企業等への就労に向けた資格取得を希望する者
- (4) 市税の滞納がないこと
- (5) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する密接関係者と関係がないこと

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、障がい者の企業等への就労を目的とした資格取得に係る受験費用とする。

### (補助回数及び補助金の額)

第5条 補助回数は年度内に1回とし、補助金の額は、受験費用（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1とし、10,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出して得た額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、障がい者の資格取得支援に係る補助において受験費用の2分の1を超える金額の助成を受けた、次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象としない。
  - (1) 通所する事業所から助成を受けたもの
  - (2) 国、県又は市の助成を受けたもの

(補助対象資格)

第6条 補助金の交付対象となる資格は別表に定めるものとする。

- 2 その他、企業等の求人票（人材採用の際に労働条件を明示する書類）において記載されている資格又は記載のある能力や条件を有していることが証明できる資格かつ市長が認めるものを対象とする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の補助対象期間は、交付申請日の属する年度の4月1日から3月31日までとし、当該期間中に実施された試験を補助対象とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は交付申請書兼交付請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、交付申請日の属する年度の3月末までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合については、添付書類を省略することができる。

- (1) 資格取得のための受験費用の支払いに係る領収書等の写し
  - (2) 資格取得のための試験等の合否結果の分かる書類等の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による交付請求書兼交付請求書の提出を受けたときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書(様式第2号)又は不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとともに、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとみなす。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付すことができるものとする。

(返還)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) その他市長が不適當であると認めるとき

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。